

(第二類 第八号)

第一百四十二回国会 衆議院 日本国 有鉄道 清算事業団の債務処理及び国有事業の改革等に関する特別委員会議録 第二号

平成十年五月十五日(金曜日)

午後零時三十二分開議

出席委員

委員長 大原 一三君

理事 赤城 徳彦君
理事 杉山 勲夫君
理事 小平 忠正君
理事 宮地 正介君
石破 茂君
遠藤 利明君
大石 秀政君
河井 克行君
久野 統一郎君
下村 博文君
細田 博之君
渡辺 具能君
北脇 保之君
今田 保典君
細川 律夫君
長内 順一君
一川 保夫君
中林よし子君
秋葉 忠利君
平賀 高成君
木幡 弘道君
鉢呂 吉雄君
赤羽 一嘉君
木村 太郎君
西川太一郎君
同(鶴淵俊之君紹介)(第二四五六号)
同(佐々木秀典君紹介)(第二六八八号)
同(濱田健一君紹介)(第二六八九号)
は本委員会に付託された。

委員の異動
五月十五日

辞任

根本 匠君

小野寺五典君

木村 隆秀君
阪上 善秀君
萩山 教嚴君
望月 義夫君
渡辺 博道君
木幡 弘道君
鉢呂 吉雄君
赤羽 一嘉君
木村 太郎君
西川太一郎君
同(鶴淵俊之君紹介)(第二四五六号)
同(佐々木秀典君紹介)(第二六八八号)
同(濱田健一君紹介)(第二六八九号)
は本委員会に付託された。

同日
根本 匠君

補欠選任
根本 匠君

五月八日
たばこ特別税の創設反対に関する請願(近藤昭一君紹介)(第二一五五号)

五月八日
たばこ特別税の創設反対に関する請願(肥田美代子君紹介)(第二一三三九号)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(内閣提出第四五号)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(内閣提出第四六号)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(内閣提出第四七号)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(内閣提出第四八号)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(内閣提出第四九号)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(内閣提出第五〇号)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(内閣提出第五一号)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(内閣提出第五二号)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(内閣提出第五三号)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(内閣提出第五四号)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(内閣提出第五五号)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(内閣提出第五六号)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(内閣提出第五七号)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(内閣提出第五八号)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(内閣提出第五九号)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(内閣提出第六〇号)

委員外の出席者

衆議院調査局
本國有鉄道清算事業団の債務処理
事務室長
長尾 正和君
室長
関する特別調査

城一の四の二九北村尚士外四名)(第二一五〇号)

林業・木材産業の振興並びに旭川営林支局及び

旭川営林署の存置に関する陳情書(北海道旭川

市六条通九の四六旭川市議会内岡崎信義)(第二

九五号)

高知営林局及び徳島営林署の存置に関する陳情

書(徳島市万代町一の一徳島県議会内枝徹太郎)

(第二一九六号)

国有林野事業の発展と宮林署・森林管理セン

ターの存続に関する陳情書(仙台市青葉区本町

三の八の一宮城県議会内佐々木久壽)(第三二四

号)

旧国鉄の長期債務処理に係るJR北海道への追

加負担反対に関する陳情書外一件(札幌市中央

区北二条西六北海道議会内岩本允外一名)(第三

二五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(内閣提出第四四号)

国有林野事業の改革のための特別措置法案(内

閣提出第四四号)

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に

関する法律案(内閣提出第四五号)

森林法等の一部を改正する法律案(内閣提出第

七八号)

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づ

き、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置

に關し承認を求めるの件(内閣提出、承認第二

号)

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財

源の確保に係る特別措置に関する法律案(内閣

提出第四二号)

このため、政府におきましては、一昨年十二月の閣議決定において、平成十一年度より国鉄長期債務等の本格的処理を実施することとし、平成九年中にその具体的処理方策の成案を得る旨を定めたところであります。そして、昨年十一月の閣議決

○大原委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案、国有林野事業の改革のための特別措置法案、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案、森林法等の一部を改正する法律案、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案の各案件を一括して議題といたします。

これより各案件について順次趣旨の説明を聽取いたします。藤井運輸大臣。

○藤井国務大臣 ただいま議題となりました日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。日本国有鉄道清算事業団が抱える国鉄長期債務等の額は、平成十一年度には約二十八兆円に達する見込みであり、日本国有鉄道清算事業団の資産の売却収入等によって毎年の金利及び年金等の負担を賄いつつ債務の償還等を行うという從来の処理スキームは、もはや破綻しております。したがって、国鉄長期債務等の本格的処理を早期内に実施することは緊急の課題となっております。

定において、政府・与党の財政構造改革会議において決定された具体的な処理方策に基づき、平成十一年度より国鉄長期債務等の処理の実現を図ることを定めだところであります。

本法律案は、このように日本国有鉄道清算事業団における土地その他の資産の処分等による債務等の処理が困難となっている事態に対処して、当該債務等の抜本的な処理を図ることが緊急の課題となっていることから、政府による日本国有鉄道清算事業団の債務の承継その他の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理を図るために必要な措置を定めるものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、政府は、平成十年十月一日に、日本国有鉄道清算事業団の有利子債務を一般会計において承継することとし、このうち政府の貸付金及び引受け債務については、平成十一年度末までに償還を行うこととしております。

第二に、政府は、日本国有鉄道清算事業団の政府に対する無利子債務を免除することとしております。

第三に、国鉄改革により日本国有鉄道清算事業団の負担とされた恩給及び年金追加費用は、日本鉄道建設公団が負担することとし、鉄道共済年金の厚生年金への統合のため日本国有鉄道清算事業団の負担とされた移換金負担については、国鉄改革によりJR等の社員となった者の分はJR等が、その他の者の分は日本鉄道建設公団が負担することとしております。

第四に、日本鉄道建設公団は、特例業務として、日本鉄道建設公団が負担することとされた年金追加費用等の支払い、その支払いのため日本国有鉄道清算事業団から承継する資産の処分等の業務を行ふこととしております。

第五に、日本国有鉄道清算事業団は、平成十一年十月一日に解散することとしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重に審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○大原委員長 次に、島村農林水産大臣。

国有林野事業の改革のための特別措置法案
国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案

地方自治法第二百五十六条规定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件

〔本号末尾に掲載〕

○島村農林水産大臣 国有林野事業の改革のための特別措置法案、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案、森林法等の一部を改正する法律案及び地方自治法第二百五十六条规定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関する法律案及び主要な内容を御説明申し上げます。

まず、国有林野事業の改革のための特別措置法案につきまして御説明申し上げます。

国有林野事業は、それぞれの時代の要請に対応しつつ、我が國森林面積の三割を占める国有林野を管理経営してまいりましたが、林業をめぐる諸情勢の著しい変化による収入の減少、債務の累増等により、現在、危機的な財務状況に直面しております。このような状況に対処して、国有林野事業の財政の健全性を回復し、国民共通の財産である国有林野を将来にわたって適切かつ効率的に管理經營する体制を確立することにより、国土の保全その他公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給、地域における産業の振興など、の使命を完全に果たすことができるようになります。

二番目に、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、国有林野事業の抜本的改革の一環として、国有林野法、国有林野の活用に関する法律、国有林野事業特別会計法、農林水産省設置法等の関係法律について、所要の規定を整備するものであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

より、改革に対する国民の理解を深めるとともに、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国は、この法律に定める方針に従い、必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、国有林野事業の改革を確実かつ円滑に遂行しなければならないものとし、特に、平成十五年度までの期間を集中改革期間として改革を実施するものとしております。

第二に、国有林野の管理經營の方針を、林産物の供給に重点を置いたものから、公益的機能の維持増進を旨とするものへと転換するとともに、国民の意見を反映した管理經營の実施、民間事業者への業務委託の推進、国民による国有林野の利用の推進等を図ることとしております。

第三に、国有林野事業の効率的な実施体制を整備するため、その職員数を業務に応じた必要かつ最小限のものとするとともに、その組織を簡素化することが提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

まず、国有林野事業の改革のための特別措置法案につきまして御説明申し上げます。

国有林野事業は、その目的を公衆の保健の用に供するための計画を定めるとともに、この計画に従って整備される施設に係る国有林野の貸付規定を整備するほか、樹木の伐採等に関する調査業務を一定の技術的能力等を有する指定調査機関に実施させるための規定を整備することとしております。

第四に、国有林野事業の財務の健全化を図ることとしており、平成十年十月一日において、累積債務約三兆八千億円のうち約一兆八千億円の債務を一般会計に帰属させるとともに、残りの債務について、確実かつ円滑な元利償還により五十年間で着実に処理することとし、そのため必要な措置を講ずることとしております。

第五に、国有林野事業特別会計法の改正についてであります。

国有林野の活用を積極的に推進する対象事業を計画に従って施設を設置する事業を追加することとしております。

第六に、国有林野の活用に関する法律の改正についてであります。

国有林野の活用を積極的に推進する対象事業として、国有林野を公衆の保健の用に供するための計画に従って施設を設置する事業を追加することとしております。

第七に、国有林野事業特別会計法の改正についてであります。

国有林野事業特別会計の設置の目的に、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ運営することを加えるとともに、公益林の管理費等に対する一般会計からの繰入規定期の整備を行うこととしております。

第八に、農林水産省設置法の改正についてであります。

この法律案は、国有林野事業の抜本的改革の一環として、国有林野法、国有林野の活用に関する法律、国有林野事業特別会計法、農林水産省設置法等の関係法律について、所要の規定を整備するものであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

森林は、緑と水の源泉であり、清浄な空気の供

する。

国有林野法の題名を国有林野の管理經營に関する法律に改めるとともに、公益的機能の維持増進を図ることとしております。

また、農林水産大臣が管理經營基本計画を、森林管理局が流域ごとに地域管理經營計画を、それぞれ国民の意見を聞いて定めるほか、毎年度、管理經營基本計画の実施状況を公表することとしております。

さらに、森林管理局が国有林野を公衆の保健の用に供するための計画を定めるとともに、この計画に従って整備される施設に係る国有林野の貸付規定を整備するほか、樹木の伐採等に関する調査業務を一定の技術的能力等を有する指定調査機関に実施させるための規定を整備することとしております。

また、農林水産大臣が管理經營基本計画を、森林管理局が流域ごとに地域管理經營計画を、それぞれ国民の意見を聞いて定めるほか、毎年度、管理經營基本計画の実施状況を公表することとしております。

さらに、森林管理局が国有林野を公衆の保健の用に供するための計画を定めるとともに、この計画に従って整備される施設に係る国有林野の貸付規定を整備するほか、樹木の伐採等に関する調査業務を一定の技術的能力等を有する指定調査機関に実施させるための規定を整備することとしております。

また、農林水産大臣が管理經營基本計画を、森林管理局が流域ごとに地域管理經營計画を、それぞれ国民の意見を聞いて定めるほか、毎年度、管理經營基本計画の実施状況を公表することとしております。

さらに、森林管理局が国有林野を公衆の保健の用に供するための計画を定めるとともに、この計画に従って整備される施設に係る国有林野の貸付規定を整備するほか、樹木の伐採等に関する調査業務を一定の技術的能力等を有する指定調査機関に実施させるための規定を整備することとしております。

また、農林水産大臣が管理經營基本計画を、森林管理局が流域ごとに地域管理經營計画を、それぞれ国民の意見を聞いて定めるほか、毎年度、管理經營基本計画の実施状況を公表することとしております。

給等の機能も有し、豊かな国民生活の実現に重要な役割を果たしております。また、このような森林の機能に対する国民の要請も一層多様化、高度化しております。一方、森林・林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷による林業生産活動の停滞など、依然として厳しい状況にあります。

こうした情勢のもと、人工林の健全な育成を図るため、間伐を積極的に推進することが必要となっております。また、地域の実情に応じて、複層林施設や長伐期施設を推進するとともに、地域の生活環境を形成する里山林等の適切な整備を図ることも重要であります。これらの施設を総合的に推進していくためには、地域に密着した市町村がこれまで以上に積極的な役割を果たしていくことが求められております。

このような最近における森林・林業をめぐる諸情勢の変化に対応して、森林の有する公益的機能を重視し、かつ、地域の実情に即したきめ細かな森林整備を推進するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、間伐の適切な実施を推進するため、森林所有者が作成する森林施設計画の認定要件に計画的な間伐の実施を追加するとともに、保安林に特定森林施設を追加するため、森林所有者が共同して特定森林施設計画を作成できることとすることで、計画の対象森林に天然林を追加することとしております。

第二に、地域の実情に即した森林整備を推進するため、市町村森林整備計画を民有林のあるすべての市町村が策定するものとし、造林から伐採に至る総合的な計画へと拡充するとともに、森林施設計画の認定、施設の勧告等の権限を都道府県知事から市町村の長に委譲することとしております。

第四に、地域住民等の多様な意見の反映、上下

会を健全で活力あるものとし、安心で豊かな福祉社会を実現していくために、財政構造改革は先送りの許されない重要な課題であります。財政構造改革を推進していくためには、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の処理に本格的に取り組むことが不可欠であり、将来世代に負担を先送りすることのないよう、抜本的な処理を行うこととしたところであります。

最後に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件の提案理由につきまして御説明申し上げます。

国有林野の管理経営を行つ機關として、現在、全国に九の管林局及び五の管林支局が設置されておりますが、政府は、平成十年二月二十日に国会に提出した国有林野事業の改革のための関係法律

の整備に関する法律案において、農林水産省設置法の一部改正により、現行の管林局及び管林支局を森林管理局に再編することとしております。

本件は、この森林管理局の再編に伴い、管轄区域が拡大する東北森林管理局及び関東森林管理局を、それぞれ秋田市及び前橋市に設置することになります。

以上が、これら二法案及び国会承認を求めるの件の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○大原委員長 次に、松永大臣

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案につきまして、我が国財政は危機的状況にあり、我が国経済社

会を健全で活力あるものとし、安心で豊かな福祉社会を実現していくために、財政構造改革は先送りの許されない重要な課題であります。財政構造改革を推進していくためには、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の処理に本格的に取り組むことが不可欠であり、将来世代に負担を先送りすることのないよう、抜本的な処理を行うこととしたところであります。

最後に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件の提案理由につきまして御説明申し上げます。

国有林野の管理経営を行つ機關として、現在、全国に九の管林局及び五の管林支局が設置されておりますが、政府は、平成十年二月二十日に国会に提出した国有林野事業の改革のための関係法律

の整備に関する法律案において、農林水産省設置法の一部改正により、現行の管林局及び管林支局を森林管理局に再編することとしております。

本件は、この森林管理局の再編に伴い、管轄区域が拡大する東北森林管理局及び関東森林管理局を、それぞれ秋田市及び前橋市に設置することになります。

以上が、これら二法案及び国会承認を求めるの件の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○大原委員長 以上で各案件の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案

は、自治大臣及び運輸大臣が定めるところにより、公団が負担する。

(公団が負担する費用等の支払の確実かつ円滑な実施を図るものとし、このため、第二十六条の規定による公団に対する補助金の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十二条 国は、第七条から前条までの規定により公団が負担する費用等の支払の確実かつ円滑な実施を図るものとし、このため、第二十六条の規定による公団に対する補助金の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十三条 公団は、当分の間、日本鉄道建設公团法(昭和三十九年法律第三号。以下「公团法」という。)第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 第七条から第十一条までの規定により負担することとされる費用等の支払を行うこと。
二 前号の業務その他の業務の遂行に必要な資金に充てるために附則第二条第一項の規定により承継する土地その他の資産の処分を行うこと。
三 前号の業務を効果的に推進するため附則第一条第一項の規定により承継する土地に係る宅地の造成及びこれに関する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。
四 前三号に掲げるもののほか、附則第二条第一項の規定により承継する権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。
五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の規定により同項に規定する業務を行う間、公团法第十九条第一項及び第二項並びに前項に規定する業務のほか、同項第二号の業務を効果的に推進するため特に必要があると認められるときは、政令で定めることにより、資金の貸付けを行うことができる。

3 公団は、第一項の規定により同項に規定する業務を行う間、公团法第十九条第一項及び第二項並びに前項に規定する業務のほか、これら

の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、宅地の造成及びこれに関する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡に関する業務(第一項第三号の業務に関連して行うものに限る)を行ふことができる。

4 公団は、前二項に規定する業務を行おうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十四条 公団の役員若しくは前条第一項第一号及び第三号の業務(以下「資産処分業務」といいう。)に従事する職員又はこれらの職にあった者は、資産処分業務に係る職務に関して知り得た者は、資産処分業務に係る職務に関して知り得た者は、資産処分業務に係る職務に関して知り得た者は、資産を漏らし、又は盗用してはならない。

(資産処分審議会の設置)

第十五条 公団に、第十三条规定により第三号に従事する職員又はこれらの職にあった者は、資産処分業務が行われる間、資産処分審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の権限)

第十六条 公団の総裁は、次に掲げる場合には、審議会の意見を聽かなければならぬ。
一 資産処分業務に関する基本的な方針を定めようとするとき。
二 資産処分業務に係る業務方法書を作成し、又は変更しようとするとき。
三 運輸省令で定める重要な資産に係る資産処分業務を行おうとするとき。

2 審議会は、前項に掲げる場合のほか、公団の総裁の諮問に応じ、資産処分業務に関する重要事項を審議する。

(審議会の組織)

第十七条 審議会は、委員七人以内をもつて組織する。

2 審議会に会長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理する。

(委員の任命)

第十八条 委員は、資産処分業務に関し学識経験を有する者のうちから、運輸大臣の認可を受けた、公団の総裁が任命する。

2 委員は、再任されることができる。

(准用規定)

第十九条 第十四条、第二十八条の規定により読み替えて適用する公团法第十二条及び公团法第十三条の規定は、委員について準用する。

(投資)

第二十条 第十四条、第二十八条の規定により読み替えて適用する公团法第十二条及び公团法第十三条の規定は、委員について準用する。

(前項の規定による鉄道施設の譲渡の時における譲渡の範囲)

第二十一条 公団は、運輸大臣の認可を受けて、公团の委託により第十三条第一項から第三項までに規定する業務(以下「特例業務」という。)の一部を行なう事業及び特例業務と密接に関連する事業で特例業務の円滑な遂行に資するものに投資することができる。

2 前項の規定により公団が投資することができるとする事業及び特例業務の一部を委託することができる。

(業務の委託)

第二十二条 公団は、運輸大臣の認可を受けて定める基準に従って特例業務の一部を委託することができる。

(土地の処分の方針等)

第二十三条 公団は、附則第二条第一項の規定により承継する土地の譲渡、貸付けその他の処分に関する契約を締結しようとする場合には、その処分の公正かつ適切な実施を確保するため、一般競争入札の方法に準じた方法その他の運輸省令で定める方法によらなければならない。

(鉄道施設の無償譲渡及び貸付け)

第二十四条 公団は、次に掲げる鉄道施設を地域における輸送の確保のために鉄道事業者に対し譲渡する場合には、政令で定める日までの間、これを無償で行なうことができる。

(特別の勘定)

第二十五条 公団は、予算の範囲内において、公團に対し、公団による特例業務の確実かつ円滑な実施のために必要な補助金を交付するものとする。

二 この法律の施行の際現に公団が所有する旧事業団法附則第九条第一項に規定する鉄道施設であつて当該鉄道施設が鉄道事業の用に供されることとなつたもの

間は、同項各号に掲げる鉄道施設を鉄道事業者に對し無償で貸し付けることができる。

3 第二項の規定による鉄道施設の譲渡の時において、公団の資本金のうち当該鉄道施設の建設に係る部分として運輸大臣が定める金額について、公团に対する政府からの出資はなかったものとし、公団は、その額により資本金を減少するものとする。

4 連輸大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(承継法人に対する公団が承継する土地の無償貸付け)

第二十六条 公団は、附則第二条第一項の規定により承継する土地であつて改正前施行法第三十一条の規定により事業団が承継法人(改正前施行法第二十二条第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業を經營する株式会社を含む。附則第二十六条第二項において同じ。)に対し無償で貸し付けていたものを、当該承継法人の事業の用に供する施設の公団の土地からの移転が終了するまでの間、当該承継法人に対し引き続き無償で貸し付けることができる。

(補助金)

第二十七条 公団は、特例業務に係る経理について、その他の經理と区分し、特別の勘定を設

けて整理しなければならない。

2 公團は、前項に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、公團法第二十八条第一項の規定にかかわらず、積立金として整理しなければならない。

3 公團は、第一項に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。(公團法の特例)

第二十八条 第十三条第一項から第三項までの規定により特別業務が行われる場合には、公團法第八条中「七人」とあるのは「九人」と、公團法第九条第三項中「総裁及び副総裁を」とあるのは「公團を代表し、総裁及び副総裁を」と、公團法第十二条第四号中「販売」とあるのは「販売、土地の売買」と、公團法第十五条中「又は副総裁」とあるのは「副総裁又は理事」と、公團法第六条中「及び副総裁は、公團の理事及び」とあるのは、「副総裁及び理事は、公團の」と、「業務」とあるのは「業務又は日本国有鉄道清算事業団の債務又は日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第一条)以下「債務等処理法」という。」第二十一条第一項の特例業務」と、公團法第二十九条の二中「債券」とあるのは「長期借入金及び債券」と、公團法第三十二条中「場合」とあるのは「場合、債務等処理法第十二条第一項の規定により同項第二号及び第三号の業務を行う場合並びに債務等処理法第二十四条第一項に規定する場合」と、公團法第三十四条、第三十五条第二項及び第三十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び債務等処理法」と、公團法第三十九条第一号中又は第三十二条中「若しくは第三十二条又は債務等処理法第十三条第一項若しくは第二十二条第一項」と、同条第四項若しくは第二十二条第一項」と、同条第四

号中「又は第三十四条とあるのは「若しくは第三十四条又は債務等処理法第十六条第一項第三号若しくは第二十二条第一項」と、公團法第四十二条

第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに債務等処理法第十三条第一項から第三項まで」とする。

(罰則)

第二十九条 第十四条第二十条において準用する場合を含む)の規定に違反して、その職務に関する知り得た秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(第五章 罰則)

(事業団の職員の再就職の機会の確保等に関する措置)

第三十条 事業団は、附則第二条第一項の規定による解散までの間において、その職員について再就職の機会の確保及び再就職の援助等を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、事業団が講ずる前項の措置に関し、就職のあっせんその他の援助に努めなければならない。

(国会に対する報告)

第三十一条 政府は、毎年、国会に対し、この法律に定める施策の実施の状況を報告しなければならない。

(附 則)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年十一月一日から施行する。ただし、第三条第一項、第四条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。

(事業団の解散等)

第一条 事業団は、この法律の施行の時において解散するものとし、第二条第一項の規定により正施行法第三十四条の規定により從前の条件により存続するものとされた保証契約及び義務は、政府が承継する債務以外の事業団の一切の権利及び義務は、事業団の解散の時ににおいて公團が承継する。

2 事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度に係る算定並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4

事業団の解散の時において、その時における事業団の資本金に相当する金額については、政府からの出資は、なかったものとする。

5 第一項の規定により公團が権利及び義務を承継するときは、事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度終了の日における貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額に第二条第一項の規定により政府が承継する同項各号に掲げる債務の額の合計額を加えて得た額には、第二十七条第一項に規定する特別の勘定において、同条第二項の積立金として整理しなければならない。

6 公團は、本州四国連絡橋公團に対し、改正前改革法第二十五条第一項及び旧事業団附則第十二条第一項に規定する本州四国連絡橋公團の債務の償還等に係る業務に要する費用の額に相当する金額を支払うものとする。

7 改正前改革法第二十五条第一項及び旧事業団附則第十二条第一項の規定により事業団が本州四国連絡橋公團に対して負担した債務のうち第一項の規定により承継するものの償還及び当該債務に係る利子の支払並びに前項に規定する費用の範囲その他他の同項の規定による支払に關し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第三条 公團が前条第一項の規定により承継する鉄道建設債券に係る債務について政府がした改

正前施行法第三十四条の規定により從前の条件により存続するものとされた保証契約は、その承継後においても、当該鉄道建設債券に係る債務について從前の条件により存続するものとす

る。

2 改正前施行法第三十六条第一項の規定は、前条第一項の規定による事業団の解散の際にその職員として在職する者(改正前施行法第三十条第一項の規定の適用を受けた者に限る)で引き続き公團の職員となつたものが公團を退職する場合における退職手当の支給について準用する。この場合において、改正前施行法第三十条第一項中「清算事業団」とあるのは、「日本

3

鉄道建設公團」と読み替えるものとする。

3 前条第一項の規定による事業団の解散の日の前日に事業団の職員として在職する者(改正前

4

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き続いだ公團の職員となり、かつ、引き続いだ公團の職員として在職した後引き続いだ公團の職員として在職する者(改正前

5

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き続いだ公團の職員となり、かつ、引き続いだ公團の職員として在職した後引き続いだ公團の職員として在職する者(改正前

6

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

7

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

8

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

9

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

10

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

11

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

12

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

13

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

14

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

15

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

16

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

17

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

18

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

19

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

20

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

21

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

22

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

23

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

24

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

25

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

26

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

27

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

28

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

29

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

30

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

31

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

32

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

33

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

34

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

35

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

36

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

37

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

38

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

39

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

40

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

41

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

42

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

43

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

44

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

45

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

46

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

47

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

48

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

49

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

50

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

51

施

行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る)が、引き續いだ公團の職員となり、かつ、引き續いだ公團の職員として在職した後引き續いだ公團の職員として在職する者(改正前

52

</div

3 公團が附則第二条第一項の規定により承継し、かつ引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において日本国有鉄道又は事業団が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(公團等に対する厚生年金保険法等の規定の適用)

第五条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第十九条第二項から第四項までの規定の適用については、公團の事業所又は事務所のうち特例業務を行う事業所又は事務所(次項において「特例事業所等」という。)を平成八年改正前の共済法第二条第一項第七号ハに掲げる法人の事業所又は事務所とみなす。

2 公團の特例事業所等のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第二項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、特例事業所等を平成八年改正前の共済法第二条第一項第八号に規定する法人の事業所又は事務所とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項における保険料率を有する者(施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。)とあるのは、「施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。)とあるのは、「施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(施行日の前日から公團が特例業務を開始する日の前日まで引き続き日本国有鉄道清算事業団の事業所又は事務所に

使用される者に限る。)であって、公團が特例業務を開始する日において特例業務を行う事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項

又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者であるものとする。

3 公團については、平成八年改正前の共済法第二条第一項第八号に規定する適用事業所である。

4 公團が当該公團を代表する者として大蔵大臣に届け出た者とする。

(日本国有鉄道清算事業団法の廃止)

第六条 日本国鉄清算事業団法は、廃止する。

(日本国有鉄道清算事業団の解散の措置)

第七条 附則第二条第一項の規定による事業団の解散の際に旧事業団法第三条の規定により置かれている事務所については、公團法第三条第二項の規定により運輸大臣の認可を受けたものとみなす。

2 附則第二条第一項の規定による事業団の解散の際に旧事業団法第二十六条第四項の規定により認可を受けている投資は、第二十一条第一項の規定により認可を受けたものとみなす。

3 附則第二条第一項の規定による事業団の解散の際に旧事業団法第二十七条第一項の規定により認可を受けている投資は、第二十一条第一項の規定により認可を受けたものとみなす。

4 附則第二条第一項の規定による事業団の解散の際に旧事業団法第二十八条の規定により認可を受けたものとみなす。

可を受けて定められている基準は、第二十二条の規定により認可を受けたものとみなす。

5 事業団の役員若しくは旧事業団法第十八条の規定により従前の例によることとされる事項に係る二十条の資産処分審議会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

6 前条の規定の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 平成八年厚生年金等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成八年改正前の共済法第八条第二項の規定の適用については、同項中「日本国有鉄道清算事業団の理事長」とあるのは、「日本国有鉄道建設公団が当該公団を代表する者として大蔵大臣に届け出た者」とする。

(政令への委任)

第八条 附則第三条及び第四条、前条並びに附則第十二条、第十五条、第二十二一条及び第二十六条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国債整理基金特別会計法の一部改正)

第九条 国債整理基金特別会計法の一部を次のようにより改正する。

第十七条第一項中「ノ処分」を「及出資持分ノ処分」に、「収入金及」を「収入金並ニ」に、「二係ル配当金」を「及出資持分ニ係ル配当金」に改め、同条第二項中「ノ管理」を「及出資持分ノ管理」に改め、同条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

第十七条 日本国鉄清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成二年法律第四十五号)第二条第一項ノ規定ニ依リ政府ニ譲渡セラレタル帝都高速度交通開発公社二对スル持分(以下出資持分ト称ス)ハ国債ノ元金償還ニ充ツベキ資金ノ充実ニ資スル為一般会計ヨリ無償ニテ国債整理基金特別会計二所屬替ヲ為スモノトス

第十条 北海道開発法(一部改正)

第十四条第一項第一号中、雇用促進事業団又

は日本国有鉄道清算事業団を「又は雇用促進事業団」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第一号中「日本国有鉄道清算事業団」を削る。

第七十三条の二第二項中「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改め、「請負契約」の下に「(日本鉄道建設公団が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成二十年法律第十三号)第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。)」を加える。

第三百四十八条第二項第三十四号を次のように改める。

三十四 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号及び第二三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第七十三条の四第一項第一号の二を削る。

三五 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号及び第二三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第七十三条の四第一項第二号の二を削る。

三六 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号及び第二三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第七十三条の四第一項第二号の二を削る。

三七 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号及び第二三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第七十三条の四第一項第二号の二を削る。

三八 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号及び第二三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第七十三条の四第一項第二号の二を削る。

三九 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号及び第二三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第七十三条の四第一項第二号の二を削る。

四十 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号及び第二三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第七十三条の四第一項第二号の二を削る。

四一 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号及び第二三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第七十三条の四第一項第二号の二を削る。

四二 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号及び第二三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第七十三条の四第一項第二号の二を削る。

四三 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号及び第二三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第七十三条の四第一項第二号の二を削る。

四四 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号及び第二三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第七十三条の四第一項第二号の二を削る。

四五 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号及び第二三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第七十三条の四第一項第二号の二を削る。

四六 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号及び第二三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第七十三条の四第一項第二号の二を削る。

無償で同項各号に掲げる鐵道施設の譲渡を受けた者が「に改める。

附則第十一条第一項中「日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項の規定により日本国有鉄道清算事業団を」日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十四条第一項の

規定により日本鉄道建設公團に改め、同条第一項中「日本国有鉄道清算事業団法第二十七条第一項」を「旧日本国有鉄道清算事業団法第二十七条第一項」に、「日本国有鉄道清算事業団から同法第二十六条第一項第一号」を「旧日本国有鉄道清算事業団から旧日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第一号」に、「日本国有鉄道清算事業団から算事業団の」を「日本鉄道建設公團が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第一条第一項の規定により旧日本国有鉄道清算事業団から承継し、かつ、」に改める。

附則第十一條第一項中「日本国有鉄道清算事業團が所有する」を「旧日本国有鉄道清算事業團が所有する」に、「日本国有鉄道清算事業團が行う日本国有鉄道清算事業團法第二十六条第一項第三号」を「日本鉄道建設公團が行う日本国有鉄道清算事業團の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号」に改める。

四 学 术

業団」を崩る。

•

附則第三十二条の九第一項中「日本国有鉄道清算事業団が所有する」を「旧日本国有鉄道清算事業団が所有する」に、「日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第三号」を「日本鉄道建設公团が行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定による改正後的地方税法第三百四十八条第一項第三十四号、第三百四十九条の三第二十三項及び附則第十五条の三第一項の規定は、平成十一年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成十年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第十三条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第一十四条第一項中「日本國有鐵道清算事業團」を削る。
(租税特別措置法の一部改正)
第十四条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三項第一号中「第五号」を
「第四号」に改め、同項第四号を削り、同項第五
号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号
とする。

第三十七条の十一 第四項第二号中「新株引
受権付社債又は日本国有鉄道清算事業団特別債
券」を「又は新株引受権付社債」に改める。
第三十七条の十五第一項第一号中「新株引
受権付社債及び日本国有鉄道清算事業団特別債

券」を「及び新株引受権付社債」に改め、同条第三項中「公社債又は証券投資信託の受益証券(以

下この項において「公社債等」という。)で次の表の各号の上欄に掲げるものと当該各号の下欄に掲げる「特定株式投資信託の受益証券と特定株式投資信託の信託財産に属する」に改め、

「(当該交換により取得した同表の第一号の下欄に掲げる株式の価額と当該交換により譲渡した同号の上欄に掲げる公社債等の価額との差額を

補うための金銭を支払つた場合その他の政令で定める場合を含む。」を削り、「当該公社債等」を「当該特定株式投資信託の受益証券」に改め、

同項の表を削り、同条第四項中「同項の表の下欄に掲げる」を「同項の特定株式投資信託の信託財産に属する」に改める。

第六十七条の五の見出し中「特定の公社債等」を「特定株式投資信託の受益証券」に改め、同条第一項中「公社債又は証券投資信託の受益証券

(以下この項において「公社債等」という。)で次の表の各号の上欄に掲げるものと当該各号の下欄に記載するを第三条の一に規定する特定株式

投資信託の受益証券と当該特定株式投資信託の
信託財産に属する」に改め、「(当該交換により
取得)と同様の第1号の下欄に掲げる株式の面

取扱いした同表の第一欄の下欄に掲げる株式の金額と当該交換により譲渡した同号の上欄に掲げる公社債等の価額との差額を補うための金銭を

支払った場合その他他の政令で定める場合を含む。」を削り、「当該各号の下欄に掲げる株式に」を「当該株式に」に改め、同項の表を削る。

第七十一条の二の見出し中「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公團」に改め、同条中「日本国有鉄道清算事業団」が日本国有鉄道清算

算事業団法」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第号)附則第一条第一項の規定による解散前の日

本国有鉄道清算事業団(以下「の」)の条において「旧日本国有鉄道清算事業団」という。)が同法附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)」に改

い。

第八十四条の三の見出し中「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に、「税率の軽減」を「免税等」に改め、同条第一項「鉄道事業法第七条第一項に規定する」を削り、「平成十年四月一日」を「平成十年十月一日」に、「日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十四条第一項」に、「日本国有鉄道清算事業団から」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者(次項において「鉄道事業者」という。)が、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十四条第一項の規定により日本鉄道建設公団から無償で取得する同項第二号に掲げる鉄道施設(既に当該鉄道事業者の事業の用に供されているものを除く。)に係る土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の保存、移転又は設定の登記については、大蔵省令で定めるところにより平成十年十月一日から平成十五年三月三十日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第九十四条の見出し中「日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等のための」を「日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団から承継する」に改め、同条第一項中「日本国有鉄道清算事業団が、新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の施行の日の翌日」を「日本鉄道建設公団が、平成十年十月一日」に、「日本国有鉄道清算事業法第二十六条第一項第二号」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第一号」に改め、同条第二項を削る。(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」

という。)第八十四条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する法人が取得する同項に規定する土地の所有権の移転の登記又は地上権の設定の登記若しくは所有権の移転請求権の保全のための仮登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に前条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という。)第八十四条第一項に規定する法人が取得した同項に規定する土地の所有権の移転の登記又は地上権の設定の登記若しくは所有権の移転請求権の保全のための仮登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第八十四条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する鉄道事業者が取得する同項に規定する鉄道施設に係る土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十四条の三に規定する鉄道事業者が取得した同条に規定する鉄道施設に係る土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第九十四条の規定は、施行日以後に公団が行う同条に規定する株式の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、施行日前に事業団が行つた旧租税特別措置法第九十四条第一項に規定する株式の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

第十六条 中「国は」の下に「平成十年九月三十日までの間」を加える。
第十七条 中「事業団は」の下に「平成十六年九月三十日までの間」を加える。
第十八条 法人税法(昭和四十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一日本国有鉄道清算事業団の項を削る。(印紙税法の一部改正)
第十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二日本国有鉄道清算事業団の項を削る。(印紙税法の一部改正)
第二十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
別表第三日本国有鉄道清算事業団の項を削る。(印紙税法の一部改正)
第二十一条 本州四国連絡橋公団法(一部改正)の一部を次のように改正する。
別表第四日本国有鉄道清算事業団の項を削る。(印紙税法の一部改正)
第二十二条 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
(本州四国連絡橋公団法の一部改正)
第二十三条 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一十二条第一号を削り、第二号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
(本州四国連絡橋公団法の一部改正に伴う経過措置)

第一十二条第一項第七項に規定する債務の償還が終了するまでの間における前条の規定による改正後の本州四国連絡橋公団法第二十二条の規定の適用については、同条第一号中「又は地方公共団体の職員」とあるのは、「若しくは地方公共団体の職員又は日本鉄道建設公団の役員若しくは職員」とする。

第一十五条 第二十九条第一項中「清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項から第十項までを二項ずつ繰り上げる。

第二十一条を次のように改める。

廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)に改める。
(所得税法の一部改正)

第十七条 所得税法(昭和四十年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第二十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第二十一条 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第四日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第二十二条 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第五日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第二十三条 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第六日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

ために昭和六十一年度において緊急に講すべき特別措置に関する法律の一部改正)

第二十三条 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講すべき特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第一項中「日本国有鉄道清算事業団」の下に「(日本国有鉄道(平成十年法律第二号))」の施行後においては、「日本鉄道建設公団」を加える。

(日本国有鉄道改革法の一部改正)

第二十四条 日本国有鉄道改革法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「伴い」の下に「平成十年九月三十日までの間」を加え、同条第三項中「昭和六十二年四月一日以後」を「昭和六十一年四月一日から平成十年九月三十日までの間」に改める。

(日本国有鉄道改革法の一部改正)

第二十五条 第二項中「事業団は」の下に「平成十六年九月三十日までの間」を加える。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第二十六条 第二項中「ときは」の下に「平成十六年九月三十日までの間」を加える。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第二十七条 第二項中「事業団は」の下に「平成十六年九月三十日までの間」を加える。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第二十八条 第二項中「事業団は」の下に「平成十六年九月三十日までの間」を加える。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第二十九条 第二項中「事業団は」の下に「平成十六年九月三十日までの間」を加える。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第三十条 第二項中「事業団は」の下に「平成十六年九月三十日までの間」を加える。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第三十一条 第二項中「事業団は」の下に「平成十六年九月三十日までの間」を加える。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第三十二条 第二項中「事業団は」の下に「平成十六年九月三十日までの間」を加える。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第三十一条 削除

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

第三十七条から第四十条までを次のように改める。

第三十七条から第四十条まで 削除

附則第五条第四項中「清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改める。

附則第十二条第十五項中「及び地方鉄道業者」を「地方鉄道業者」に改め、「日本国有鉄道清算事業団及び」を削る。

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急措置を講ずべき特別措置に関する法律の一部を次のように改める。

第三十七条から第四十条まで 改正

附則第五条第四項中「清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改める。

附則第十二条第十五項中「清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改める。

(日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急措置を講ずべき特別措置に関する法律の一部改正)

第三十九条 (運輸施設整備事業団法の一部改正)

日本国有鉄道清算事業団における土地その他の資産の処分等による債務等の処理が困難となつてゐる事態に対処して、当該債務等の抜本的な処理を図るために緊急の課題となつてゐることにかかるが、政府による事業団の債務の承継その他事業団の債務等の処理を図るために必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三十条 (運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。)

日本国有鉄道清算事業団の債務の処理を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

第三十一条 (運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。)

日本国有鉄道清算事業団の債務の処理を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

第三十二条 (運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。)

日本国有鉄道清算事業団の債務の処理を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

第三十三条 (運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。)

日本国有鉄道清算事業団の債務の処理を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

第三十四条 (運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。)

日本国有鉄道清算事業団の債務の処理を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

第三十五条 (運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。)

日本国有鉄道清算事業団の債務の処理を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

第三十六条 (運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。)

日本国有鉄道清算事業団の債務の処理を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

第三十七条 (運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。)

日本国有鉄道清算事業団の債務の処理を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

第三十八条 (運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。)

日本国有鉄道清算事業団の債務の処理を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

第三十九条 (運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。)

日本国有鉄道清算事業団の債務の処理を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

第四十条 (運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。)

日本国有鉄道清算事業団の債務の処理を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

第四十一条 (運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。)

日本国有鉄道清算事業団の債務の処理を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

第四十二条 (運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。)

日本国有鉄道清算事業団の債務の処理を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

第四十三条 (運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。)

日本国有鉄道清算事業団の債務の処理を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

第四十四条 (運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。)

日本国有鉄道清算事業団の債務の処理を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

第四十五条 (運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。)

(日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に譲渡すべきとする。

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に譲渡すべきとする。

対処して、その財政の健全性を回復し、及び国民共通の財産である国有林野(国有林野事業の対象とする国有林野をいう。以下同じ。)を将来にわたって適切かつ効率的に管理経営する体制を確立することにより、国土の保全その他公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給、地域における産業の振興その他の国有林野事業の使命を十全に果たし、もって国民経済の発展及び国民生活の安定に資するために行われるものとする。

(国の責務)

日本国有鉄道清算事業団における土地その他の資産の処分等による債務等の処理が困難となつてゐる事態に対処して、当該債務等の抜本的な処理を図るために緊急の課題となつてゐることにかかるが、政府による事業団の債務の承継その他事業団の債務等の処理を図るために必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本国有鉄道清算事業の改革のための特別措置法

国有林野事業の改革のための特別措置法

日本国有鉄道清算事業の改革のための特別措置法

第三第一項又は第二項の規定により保安林として指定された森林その他の公益機能が高い森林(次号において「公益林」という。)における松くい虫の駆除又はそのまん延の防止、標識の設置その他の森林保全に要する経費で政令で定めるもの

一 前号に掲げるもののほか、国有林野における森林法第二十五条第一項又は第二項の規定による保安林の指定のための調査に要する経費その他の公益林の管理に関する事務に要する経費で政令で定めるもの

二 森林法第七条の二第一項の規定に基づく森林計画の作成に要する経費

四 国有林野を利用して行う森林及び林業に関する知識の普及並びに林業技術の指導に要する経費で政令で定めるもの

五 国有林野の管理経営上重要な林道の開設に要する経費その他の国有林野事業に係る事業施設費で政令で定めるもの

附則第十三条第一項中「昭和二十六年法律第四百四十九号」を削る。

第三十二条中「左の」を「次の」に、
「營林局」に改める。

森林水産省設置法の一部改正
農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の見出しを「(森林管理局)」に改め
同条第一項中「營林局」を「森林管理局」に、
同項第八号中「營林署」を「森林管理署」に改め
同項第一号中「国有林野」を「管理經營計画の樹木に掲げるもの」を「次に掲げる事務」に改め、
同項第八号中「營林署」を「森林管理署」に改め
同号を同項第七号として、同条第一項及び第三十三条を削る。

第三十四条の見出しを「(森林管理署)」に改

「營林局又は「營林支局」を「森林管理局」に、「次条第一項中「營林署」を「森林管理署」に、各号に」を次に「に改め、第四号を第七号とし、「第三号を第六号とし、同項第一号中「營林署」を指導する「を「營林の指導並びに森林治水事業を行う」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 林野の保全に係る地すべり防止事業を実施すること。

五 林野の保全に係る地すべり防止に関する工事の施行と工事施行上密接な関連のある工事を受託し、及び受託に係る当該工事を実施すること。

第三十四条第一項中第一号を第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 国有林野及び公有林野等官行造林地の管理を行ふこと。

第三十四条第一項中「營林署」を「森林管理署」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(支署)

第三十四条 農林水産大臣は、森林管理署の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に森林管理署の支署を設けることができる。その名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林水産省令で定める。

第三十五条の見出し中「營林局、營林支局及び營林署」を「森林管理局及び森林管理署」に改め、同条第一項中「營林支局若しくは營林署」を「森林管理署」に、「營林局」を「森林管理局」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条の見出し中「營林局及び營林署」を「森林管理局及び森林管理署」に改め、同条中「營林局」を「森林管理局」に、「營林署」を「森林管理署」に、「第三十四条第一項の規定の適用に關する」とを「技術相談」に改める。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一、次条第一項の規定 公布の日

二、第二条及び第五条並びに附則第四条から第六条まで、第九条、第十四条及び第十八条の規定 平成十一年一月一日

(第一条の規定による国有林野法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 農林水産大臣は、この法律の施行前に、第一条の規定による改正後の国有林野の管理經營に関する法律(以下「管理經營法」という。)第四条及び第五条の規定の例により、平成十年十一月一日をその計画期間の始期とする管理經營基本計画を定めなければならない。ただし、当該管理經營基本計画の計画期間の終期は、平成二十一年二月三十一日とする。

第二条 前項の規定により定められた管理經營基本計画については、管理經營法第四条第一項の規定により定められた管理經營基本計画とみなす。

第三条 前項の管理經營基本計画に引き続く次の管理經營基本計画は、管理經營法第四条第一項の規定により最初に定める地域管理經營計画とみなす。

第四条 一日をその計画期間の始期とし、同日以降一年から五年までの間ににおいて農林水産大臣の定める期間をその計画期間としなければならない。

第五条 前項の規定により定められる地域管理經營計画に引き続く次の地域管理經營計画は、管理經營法第六条第一項の規定により最初に定める地域管理經營計画とは、同項の規定にかかるらず、前項の一日をその計画期間の始期とし、同日以降一年から五年までの間ににおいて農林水産大臣の定める期間をその計画期間としなければならない。

(農林水産省設置法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第五条の規定の施行前に當林局長、當林支局長又は當林署長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした許可その他の処分又は契約その他の行為(以下この条において「処分等」という)は、政令(當林署長がした処分等については、農林水産省令)で定めるところにより、相当の森林管理局長又は森林管理署長がした処分等とみなす。

第五条 第五条の規定の施行前に當林局長、當林支局長又は當林署長に対しても申請、届出その他他の行為(以下この条において「申請等」という)は、政令(當林署長に対してした申請等については、農林水産省令)で定めるところにより、相当の森林管理局長又は森林管理署長に対してした申請等とみなす。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七百五十六条第七項中「當林署」を「森林管理署」に改める。

(物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一
部改正)

第七条 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和二十一年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「国有林野法」を「国有林野の管理經營に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)」に改める。

(森林法の一部改正)

第八条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項及び第二十二条第三項中「国有林野法」を「国有林野の管理經營に関する法律」に改める。

第九条 森林法の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「關係當林局長又は當林支局長」を「關係森林管理局長」に改める。

第七条の二第一項及び第四項から第六項まで

の規定並びに第八条第二項中「當林局長又は當

条まで及び前条第四項の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し

当該森林施業計画の対象とする森林の所在地に、「当該森林整備市町村」を「当該森林の所有者

定める規定による認定があつたときは、その変更後のもの)の対象とする森林に係るもの

画(その変更につき第十二条第三項において準用する第十二条第五項の規定その他政令で

6 第一項第二号の森林につき第十八条の一
必要な技術的読替えは、政令で定める。

「地の属する市町村」に改め、同条第三項中「農林水産大臣」の下に「及び都道府県知事」を加え、「(第十二条第三項において準用する場合を除く)」

である場合は、この限りでない。

定める規定による認定があつたときは、その変更後のもの)の対象とする森林に係るものである場合は、この限りでない。

第十二条から第十七条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用範囲に關し必要な技術的説替えは、政令で定めること。

第三項(第十八条の三第一項の規定により読み替えられた第十二条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の認定を「若くは第十八条の一第二項の規定による認定等」として、

(保安林における間伐の届出等)
第三十四条の一 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の
際の三とし、第三十四条の次に次の一条を加え
る。

第三十八条第三項中「第三十四条の二」を「第十四条の三」に改める。

「村」に改め、同条第一項を次のように改める。

十一条第三項において準用する第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による変更の規定を含む。次項において同じ。」に、「関係都道府県知事」を省令で定めるところにより、関市町村の長に委ね、同条第四項下農林水産省

方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする者は、前条第一項第一号、第二号から第四号まで及び第六号に掲げる場合を除き、「令旨で定める手壳

〔条及び第三十四条の二〕に改める。
第四十八条中「第三十四条」の〔ト〕に「及び第三

在地が二以上の市町村にわたる場合には、第一条第五項の規定により適用される場合を含む。第三百条及び第四項において同じ。）、第十二条及び第十三条（第十八条の三第三項並びに前条第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。第三項において同じ。）、第十五条から第十七条まで（第十八条の三第三項並びに前条第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。第三項において同じ。）、第十八条の二、第十八条の三（前条第五項の規定により適用される場合を含む。第四項において同じ。）並びに前条において市町村の長の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める

臣の下に「及び都道府県知事」を加え、「第十九条の二第二項の認定」を「第十八条の二第三項の規定による認定」に改め、「第十六条の下に」を「第十八条の三第四項」を加え、「関係都道府県知事を省令で定めるところにより、閑院市町村の長」に改める。

第三十四条第一項ただし書中「但し、左の各号の一」を「ただし、次の各号のいすれか」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 次条第一項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合

第三十四条に次の二項を加える。

10 都道府県知事は、第八項又は前項の規定により立木を伐採した旨の届出があつた場合に同項の規定による届出にあつては、第一項

都道府県知事は、第一項の規定により間伐を実施するに従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他省令で定める事項を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定により提出された届出書に記載された間伐立木材積又は間伐方法に関する計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その間伐の計画を変更すべき旨を命じなければならない。

前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる間伐のための立木の伐採について、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

都道府県又は市町村に改める。
第百八十九条中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は市町村の長」に、「基づいて」を「若しくは市町村の公報」に改め、同条第五項中「又は都道府県」を「、都道府県又は市町村」に改める。
第百九十二条を削り、第百九十三条を第百九十二条とする。
市町村は、市町村森林整備計画の達成並びに森林施設計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。
第一百九十二条を第百九十三条とする。

者が処理する。
一 当該森林施業計画の対象とする森林の全

第四号に係るものに限る。)には、省令で定めるところにより、当該立木の所在地の属する

の届出書が提出された場合(前項の規定により届出書の提出がなかつたものとみなされる

第一百九十二条中「左の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「及び実施」を削り、同条第

部が一の都道府県の区域内にある場合
該都道府県知事

市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該伐採が、第十一条第五項

場合を除く。」には、省令で定めるところにより、当該間伐に係る立木の所在地の属する市

二号を削り、同条第三号中「行なう」を行ふ」に改め、同号を同条第一号とする。

二 前号に掲げる場合以外の場合 農林水産大臣

(第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。)又は第十八条の一第二項の認定に係る森林施業計

町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該問伐が、第十二条第五項（第十八条の三第三項及び第十八条の四第五

第二百七条第一号中「第十条第一項」を「第十条の八第一項」に改め、同条第二号中「第十条の八第三項」を「第十条の九第三項」に改め、同条

受ける製造たばこ 千分の百十六に相当する

税額のたばこ特別税及び千分の八百八十四に

相当する税額のたばこ税

三 相税特別措置法第八十八条の二第一項の規

定の適用を受ける製造たばこ 千分の九十一

に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九

百九に相当する税額のたばこ税

(担保の提供)

第十三条 たばこ税法第二十二条の規定による担

保を提供する者は、政令で定めるところによ

り、たばこ特別税に相当する担保をあわせて提

供しなければならない。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長

は、たばこ税法第二十三条第一項の規定により

担保の提供を命ずるときは、政令で定めるところにより、たばこ特別税に相当する担保をあ

わせて提供すべきことを命じなければならな

い。

3 たばこ税法第二十三条第二項の規定は、前項

の規定により提供される担保について準用す

る。

(延滞税)

第十四条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十

六号)の規定によりたばこ特別税及びたばこ税

に係る延滞税を納付すべき場合においては、未

納に係るたばこ特別税及びたばこ税額の合算

額について同法の規定による延滞税の額の計算

に準じて計算した金額の千分の二百八に相当す

る金額及び千分の七百九十二に相当する金額

を、それぞれ同法の規定により納付すべきた

たばこ特別税に係る延滞税の額及びたばこ税に

延滞税の額とする。

2 たばこ税法第十一條第二項の規定の適用を受

ける製造たばこに係る前項の規定の適用につい

ては、同項中「千分の二百八」とあるのは「千分

の百十六」と、「千分の八百八十四」とあるのは

「千分の八百九十二」とあるのは「千分

八百九十二」とする。

租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定

の適用を受ける製造たばこに係る第一項の規定

の適用については、同項中「千分の二百八」とあ

るのは「千分の九十一」と、「千分の七百九十二」とあるのは「千分の九百九」とする。

4 第十二条第一項の規定は、第一項(第二項及

び前項の規定により読み替えて適用する場合を

含む。)に規定する延滞税を納付する場合につい

て準用する。

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第十五条 前条第一項(同条第二項の規定により

読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、国

税通則法の規定によりたばこ特別税及びたばこ

税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納

付すべき場合について準用する。

2 第十二条第一項の規定は、前項に規定する過

少申告加算税又は無申告加算税を納付する場合

に係る過誤納金について準用する。

(還付及び充當)

第十六条 たばこ特別税に係る過誤納金は、たば

こ税に係る過誤納金にあわせて還付しなければ

ならない。

(還付及び充當)

2 国税通則法第五十六条第一項に規定する還付

金等及び同法の規定による還付加算金を未納の

たばこ特別税及びたばこ税に充當するときは、そ

れらの税にあわせて充當しなければならな

い。

3 第一項の規定による還付があつたときは、そ

の還付に係る金額の千分の二百八に相当するた

めの税にあわせて充當しなければならな

い。

4 第十二条第一項又は第三項の規定は、たばこ

税法第十一條第二項又は租税特別措置法第八十

八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たば

こに係る前項の規定について準用する。

5 第十二条第一項又は第三項の規定は、たばこ

税法第十一條第二項又は租税特別措置法第八十

八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たば

こに係る前項の規定の適用について準用する。

(還付加算金)

第十七条 国税通則法の規定により還付加算金

を、第十二条第一項及びたばこ税法第十六条の

規定によるたばこ特別税及びたばこ税の還付に

係る金額又はたばこ特別税及びたばこ税の過誤

納額に加算すべき場合においては、これらの還

付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額に

ついてこれらの規定による還付加算金の計算に

準じて計算した金額の千分の二百八に相当する

金額及び千分の七百九十二に相当する金額を、

それぞれ国税通則法の規定により加算すべきた

ばこ特別税に係る還付加算金及びたばこ税に係

る還付加算金とする。

2 第十二条第一項又は第三項の規定は、たばこ

税に係る還付加算金及びたばこ税に係る還付

加算金を充當する場合について準用する。

3 第十二条第一項又は第三項の規定は、たばこ

税法第十一條第二項又は租税特別措置法第八十

八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たば

こに係る前項の規定について準用する。

4 第十二条第一項又は第三項の規定は、たばこ

税法第十一條第二項又は租税特別措置法第八十

八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たば

こに係る前項の規定について準用する。

5 第十二条第一項又は第三項の規定は、たばこ

税法第十一條第二項又は租税特別措置法第八十

八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たば

こに係る前項の規定について準用する。

6 第十二条第一項又は第三項の規定は、たばこ

税法第十一條第二項又は租税特別措置法第八十

八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たば

こに係る前項の規定について準用する。

7 第十二条第一項又は第三項の規定は、たばこ

こと。

二 製造たばこを保税地域から引き取る者に

して質問し、その引き取る製造たばこを検査

すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する製造た

ばこ又は前号に規定する製造たばこについて

必要最少限度の分量の見本を採取すること。

四 運搬中の製造たばこを検査し、又はこれを

運搬する者に対してその出所若しくは到達先

を質問すること。

2 当該職員は、たばこ特別税に関する調査につ

いて必要がある場合には、特定販売業者(たば

こ税法第十二条第二項に規定する特定販売業者

をいう。附則第三条において同じ。)、卸販賣

業者(同法第十七条第二項に規定する卸販賣

業者をいう。)又は小販販賣業者(同項に規定

する小販販賣業者をいう。附則第三条において

同じ。)の組織する団体(当該団体をもつて組織

する団体を含む。)に対して、その団体員の製造

たばこの取り引に關し参考となるべき事項を諮詢

することができる。

3 第二項の規定により採取した見本に關

しては、第五条及び第十二条の規定は、適用し

ない。

4 当該職員は、第二項又は第三項の規定により

職務を執行する場合においては、その身分を示

す証明書を携帯し、関係人の請求があつたとき

は、これを提示しなければならない。

5 第二項に規定する当該職員の権限は、犯罪搜

査のために認められたものと解してはならない。

6 第二項に規定する当該職員の権限は、犯罪搜

査のために認められたものと解してはならない。

7 第二項に規定する当該職員の権限は、犯罪搜

査のために認められたものと解してはならない。

こと。

二 製造たばこを保税地域から引き取る者に

して質問し、その引き取る製造たばこを検査

すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する製造た

ばこ又は前号に規定する製造たばこについて

必要最少限度の分量の見本を採取すること。

四 運搬中の製造たばこを検査し、又はこれを

運搬する者に対してその出所若しくは到達先

を質問すること。

2 当該職員は、たばこ特別税に関する調査につ

いて必要がある場合には、特定販売業者(たば

こ税法第十二条第二項に規定する特定販売業者

をいう。附則第三条において同じ。)、卸販賣

業者(同法第十七条第二項に規定する卸販賣

業者をいう。)又は小販販賣業者(同項に規定

する小販販賣業者をいう。附則第三条において

同じ。)の組織する団体(当該団体をもつて組織

する団体を含む。)に対して、その団体員の製造

たばこの取り引に關し参考となるべき事項を諮詢

することができる。

3 第二項の規定により採取した見本に關

しては、第五条及び第十二条の規定は、適用し

ない。

4 当該職員は、第二項又は第三項の規定により

職務を執行する場合においては、その身分を示

す証明書を携帯し、関係人の請求があつたとき

は、これを提示しなければならない。

5 第二項に規定する当該職員の権限は、犯罪搜

査のために認められたものと解してはならない。

6 第二項に規定する当該職員の権限は、犯罪搜

査のために認められたものと解してはならない。

7 第二項に規定する当該職員の権限は、犯罪搜

査のために認められたものと解してはならない。

こと。

二 製造たばこを保税地域から引き取る者に

して質問し、その引き取る製造たばこを検査

すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する製造た

ばこ又は前号に規定する製造たばこについて

必要最少限度の分量の見本を採取すること。

四 運搬中の製造たばこを検査し、又はこれを

運搬する者に対してその出所若しくは到達先

を質問すること。

2 当該職員は、たばこ特別税に関する調査につ

いて必要がある場合には、特定販売業者(たば

こ税法第十二条第二項に規定する特定販売業者

をいう。附則第三条において同じ。)、卸販賣

業者(同法第十七条第二項に規定する卸販賣

業者をいう。)又は小販販賣業者(同項に規定

する小販販賣業者をいう。附則第三条において

同じ。)の組織する団体(当該団体をもつて組織

する団体を含む。)に対して、その団体員の製造

たばこの取り引に關し参考となるべき事項を諮詢

することができる。

3 第二項の規定により採取した見本に關

しては、第五条及び第十二条の規定は、適用し

ない。

4 当該職員は、第二項又は第三項の規定により

職務を執行する場合においては、その身分を示

す証明書を携帯し、関係人の請求があつたとき

は、これを提示しなければならない。

5 第二項に規定する当該職員の権限は、犯罪搜

査のために認められたものと解してはならない。

6 第二項に規定する当該職員の権限は、犯罪搜

査のために認められたものと解してはならない。

7 第二項に規定する当該職員の権限は、犯罪搜

査のために認められたものと解してはならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
たばこ税法 四項	第十一條第五項 及び第十三條第一項	第八十八條第一項	たばこ税 たばこ税及びたばこ特別税
租税特別措置法 項	第八十八條第一項	たばこ税法 たばこ税	たばこ税法、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第二百七十二号)。次項において「特別措置法」といいう。
輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律 第八十八條第一項	たばこ税 たばこ税及び特別措置法	たばこ税 たばこ税、たばこ特別税	たばこ税法及び特別措置法
国税通則法 第二条第三号	たばこ税 たばこ税	たばこ税 たばこ税、たばこ特別税	たばこ税、たばこ特別税
国税徴収法(昭和三十四年法律第二百四十七号) 第七条第一項	たばこ税 たばこ税	たばこ税 たばこ税、たばこ特別税	たばこ税、たばこ特別税
災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等 (昭和二十二年法律第二百七十五号) 第七条第二項	たばこ税 たばこ税	たばこ税 たばこ税、たばこ特別税	たばこ税、たばこ特別税
第七条第三項 三項	これららの税目 道路税法第十二 るときは、地方	たばこ税 たばこ税	たばこ税 たばこ税、たばこ特別税

第七条第四項	第七条第三項	第七条第一項 第五項	第六節 訴則
道路税法第十二 るときは、地方	これららの税目 道路税	たばこ税 たばこ税	前項に定めるもののほか、たばこ特別税に係るたばこ税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。
第七条第一項 第五項	たばこ税 たばこ税	たばこ税 たばこ税、たばこ特別税	第一十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第七条第一項 第五項	たばこ税 たばこ税	たばこ税 たばこ税、たばこ特別税	一 偽りその他不正の行為によりたばこ特別税を免れ、又は免れようとした者 二 偽りその他不正の行為により第十一条第一項又は第十一條第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者
第七条第一項 第五項	たばこ税 たばこ税	たばこ税 たばこ税、たばこ特別税	三 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ特別税の確保に係る特別措置に関する法律(第四項において「特別措置法」という)第一項又は第五項の規定に係る部分に限る。
第七条第一項 第五項	たばこ税 たばこ税	たばこ税 たばこ税、たばこ特別税	四 前項の規定により第十一條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。
第七条第一項 第五項	たばこ税 たばこ税	たばこ税 たばこ税、たばこ特別税	第五章 たばこ特別税の收入の帰属等
第七条第一項 第五項	たばこ税 たばこ税	たばこ税 たばこ税、たばこ特別税	六 (たばこ特別税の收入の帰属)
第七条第一項 第五項	たばこ税 たばこ税	たばこ税 たばこ税、たばこ特別税	第七条 各年度におけるたばこ特別税の收入は、当該各年度の国債整理基金特別会計の歳入に組み入れるものとする。
第七条第一項 第五項	たばこ税 たばこ税	たばこ税 たばこ税、たばこ特別税	八 (国税収納金整理資金に関する法律の適用に関する特例)
第七条第一項 第五項	たばこ税 たばこ税	たばこ税 たばこ税、たばこ特別税	第九条 前条の規定によりたばこ特別税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合における国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十八号)第六条第二項の規定の適用については、同項中「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」とあるのは、「国債整理基金特別会計」(石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計)とする。
第七条第一項 第五項	たばこ税 たばこ税	たばこ税 たばこ税、たばこ特別税	第十一条 第十九條第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対しても答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十萬円以下の罰金に処する。
第七条第一項 第五項	たばこ税 たばこ税	たばこ税 たばこ税、たばこ特別税	第十二条 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前二条の違反行為
第七条第一項 第五項	たばこ税 たばこ税	たばこ税 たばこ税、たばこ特別税	第十三条 税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み

入れる場合においては、当該組み入れられた金額に相当する金額が国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第一条第一項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられたものとみなす。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、平成十四年度において、郵便貯金事業の健全性の確保の観点から必要と認められる場合には、繰り入れた特別繰入金の総額、同事業を取り巻く経済社会情勢等を踏まえ、同事業の経営の健全性の確保のための適切な措置を検討する。

(手持品課税等)

第三条 平成十年十月一日(以下「指定日」といいう。)に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数(たばこ税法第十条の規定により、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする)が三万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次に各号に掲げる製造たばこを除く。千本につき八百二十円。

二 たばこ税法附則第二条の規定の適用を受けたばこ 千本につき三百八十九円
前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所(小売販売業者にあっては、たばこ事業法第二十二

条第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。)ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

(所持する製造たばこの区分(たばこ税法第

二条第一項に規定する製造たばこの区分をい

う。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量

二 前号の数量により算定した前項の規定によ

るたばこ特別税額及び当該たばこ特別税額の合計額

三 その他参考となるべき事項

四 前項の規定による申告書を提出した者は、平

成十一年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第一号に掲げるたばこ特別税額の合

計額に相当するたばこ特別税を、国に納付しな

ければならない。

五 前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ特別税額につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第一項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

六 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこの製造場から移出するたびこの製造者をいう。以下この項において同じ。)が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ特別税額に相当する金額は、第十二条の規定に準じて、その者の控除又は還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて控除し、又は還付する。

七 製造たばこの製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合(当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他の政令で定めるものが当該製造たばこの製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。)

八 前号に該当する場合を除き、製造たばこの製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこ

した製造場から更に移出した場合

九 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同項の罰金刑を科する。

つき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税關の税關長の確認を受けたときは、当該たばこ特別税額に相当する金額は、第十条の規定に準じて、その者の還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて還付する。

(戻入れの場合のたばこ税の控除等に関する経過措置)

第四条 指定日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ(前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)につき、たばこ税法第十六条第一項又は第五項の規定の適用がある場合において、これららの規定による控除を受けようとする月分が平成十一年十月分以後の月分であるときには、同法第十七条第一項の規定による申告書の提出を要しないときとみなして、同法第十六条第一項において、同条第一項の規定の適用については、同項第五号中「たばこ税額」とあるのは、「たばこ税額」(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律附則第四条第一項の規定による還付を受けようとするたばこ税額を除くものとし。)とす

合において、同条第一項の規定の適用については、同項第五号中「たばこ税額」とあるのは、「たばこ税額」(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律附則第四条第一項の規定による還付を受けようとするたばこ税額を除くものとし。)とす

一般会計に帰属させることに伴い一般会計の負担が増加することにかんがみ、平成十年度から平成十四年度までの間ににおける郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への繰入れの特例措置を譲ることも、たゞこの特別税を創設しその収入を国債整理基金特別会計の歳入とすること等の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。